

○京丹後市久美浜総合交流販売施設条例

平成18年3月30日

条例第16号

(設置)

第1条 京丹後市内の農林水産特産物の展示及び販売を通じ、地場産品のブランド定着化を図るとともに、生産者と消費者相互の交流に資することを目的として、総合交流販売施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合交流販売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京丹後市久美浜総合交流販売施設
- (2) 位置 京丹後市久美浜町浦明1709番地

(管理及び運営)

第3条 市長は、京丹後市久美浜総合交流販売施設（以下「交流販売施設」という。）を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するように努めなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に交流販売施設の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 交流販売施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 交流販売施設の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における前条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例その他市長の定めるところに従い、適正に交流販売施設の管理を行うこと。
- (2) 交流販売施設の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。